

固定資産税の不均一課税

大津町では、「大津町工場設置奨励条例」により、工場新增設に係る固定資産税を3年間減免します。

対象工場等

- ・物品の製造、加工修理をする施設又は、道路運送業、倉庫業、梱包業、卸売業若しくは開発等研究施設の用に供する設備

対象投資額

- ・取得額が3,000万円以上であること

申請及び指定

- ・「大津町工場設置奨励条例」に基づく「適用工場」の指定を事前に受けたものであること

不均一課税

- ・適用工場の指定を受けた建物及びその敷地となる土地並びに機械その他の償却資産の税率が3箇年度に限り100分の1.4が100分の1.05に減免されます。

固定資産税（評価額×1.4/100）

減 免	25%	0.35/100
課 税	75%	1.05/100

大津町工場設置奨励条例

